

会計	繰越	検算	転記		
○	○	○	○	○	○

(その1)

# 収支報告書

令和 / 年分  
(開催分)

(ふりがな) のりころく

1 政治団体の名称 NORIKOROCK

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1  
参議院議員会館813号室

3 代表者の氏名 小川 のり子

4 会計責任者の氏名 青木 まり子

事務担当者の氏名

横川 圭希

(電話) 03-6550-0813

(電話) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

政治団体の区分

政党の支部  政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

政治資金団体  その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 参議院議員

(現職・候補者の別) (現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 小川 のり子

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 小川 のり子

公職の種類 参議院議員

(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者の氏名(2人目) \_\_\_\_\_

公職の種類 (現職・候補者の別) \_\_\_\_\_

公職の候補者の氏名(3人目) \_\_\_\_\_

公職の種類 (現職・候補者の別) \_\_\_\_\_

資金管理団体の指定の期間

令和元年8月13日 から

令和元年12月31日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和元年8月6日 から

令和元年12月31日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



## 収 支 の 状 況

(その2)

### 1 収支の総括表

収 入 総 額	3,150,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	3,150,000
支 出 総 額	2,827,484
翌年への繰越額	322,516

### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,150,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,150,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,150,000	

(その4)

(4) 借入金			
行番号	借入先	金額	備考
1	小川のり子	2,000,000	令和元年9月2日
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	2,000,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
1	小川のり子	45,000	R1.9.5.	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館813号室	参議院議員		
2	小川のり子	5,000	R1.9.5.	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館813号室	参議院議員		
3	小川のり子	100,000	R1.9.9.	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館813号室	参議院議員		
4	小川のり子	500,000	R1.9.20.	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館813号室	参議院議員		
5	小川のり子	200,000	R1.10.17.	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館813号室	参議院議員		
6	小川のり子	200,000	R1.11.18.	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館813号室	参議院議員		
7	(小計)	1,050,000					
8	今野正昭	100,000	R1.12.26.	東京都品川区北品川4-9-19 御殿山ヴィレッヂ3F	会社役員		
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	1,150,000					
	その他の寄附						
	合計	1,150,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	513,524		
(4) 事 務 所 費	130,526		
小 計	644,050	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	59,372		
(2) 選 挙 関 係 費			
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	2,124,062	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	124,062		
イ 宣 伝 事 業 費	2,000,000		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費			
エ そ の 他 の 事 業 費			
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	2,183,434	0	
合 計	2,827,484		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる 事務所の所在地)	備 考
1	河北新報購読料	11,520	R1.9.5.	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
2	事務用品	22,232	R1.10.10.	有限会社南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
3	河北新報購読料	11,314	R1.10.10.	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
4	コピー機リース	110,808	R1.10.28.	リコーリース	東京都江東区東雲1-7-12	
5	ファイル等事務用品	33,197	R1.11.7.	有限会社南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
6	ワゴン、充電ドリル、コ ピー用紙等	18,835	R1.11.7.	株式会社MonotaRO	兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3 階	
7	セットトップボックス (映像用チューナー)	38,500	R1.11.26.	株式会社東急コミュニ ティー	東京都東京都世田谷区用賀4-10-1	
8	コピー機リース	61,668	R1.11.27.	リコーリース	東京都江東区東雲1-7-12	
9	アスクル支払い(事務用 品・事務所備品等)	32,845	R1.12.4.	有限会社南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
10	コピー機カウンター料金	23,760	R1.12.4.	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
11	新聞購読料	11,314	R1.12.23.	株式会社全販	東京都千代田区一橋2-6-8	
12	コピー機リース	61,668	R1.12.27.	リコーリース	東京都江東区東雲1-7-12	
13						
14						
15						
	この頁の小計	437,661				
	その他の支出	75,863				
	合 計	513,524				

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる 事務所の所在地)	備 考
1	穴あけパンチ、ドッチ ファイル等	48,340	R1.9.10.	有限会社南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
2	電話料金、インターネット 使用料	21,457	R1.10.10.	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
3	コピー機カウンター料金	12,131	R1.11.7.	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	81,928				
	その他の支出	48,598				
	合 計	130,526				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					行事費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる 事務所の所在地)	備考
1	パネル代	11,880	R1.12.10.	アクセア麹町店	東京都千代田区麹町2-4-11	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	11,880				
	その他の支出	8,000				
	合 計	19,880				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる 事務所の所在地)	備考
1	全国フェミニスト議員連 盟 年会費	10,152	R1.12.25.	全国フェミニスト議員連盟 事 務局	神奈川県茅ヶ崎市鶴が台14-5-202	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	10,152				
	その他の支出					
	合 計	10,152				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる 事務所の所在地)	備 考
1	新幹線代(東京→仙台)	11,210	R1.12.18.	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2-2-2	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	11,210				
	その他の支出	18,130				
	合 計	29,340				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
					遊説費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる 事務所の所在地)	備考
1	沖縄視察の航空券および 宿泊代	101,480	R1.9.20.	沖縄ツーリスト株式会社 仙台 支店	宮城県仙台市青葉区本町1-3-9	
2	街宣機材等発送費	22,150	R1.11.5.	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座2-16-10	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	123,630				
	その他の支出	432				
	合 計	124,062				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					広告費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる 事務所の所在地)	備考
1	宣伝戦略立案費用	2,000,000	R1.9.2.	株式会社コーポレーション	東京都港区南麻布4-12-9	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	2,000,000				
	その他の支出					
	合 計	2,000,000				

(その17)

# 資○産 等 の 状 ○況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	小川のり子	2,000,000		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(その20)

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年 5月 29日

政治団体の名称 NORIKOROCK

会計責任者の氏名 青木 まり子

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)



(印)

政治資金監査報告書

令和2年5月20日

NORIKOROCK

代表 小川のり子 殿

登録政治資金監査人

松下 幸民 

登録番号

第 5495 号

研修修了年月日

平成30年11月2日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、NORIKOROCK の令和1年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のうちすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、NORIKOROCK の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

NORIKOROCK と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上